

事務連絡  
平成26年4月4日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

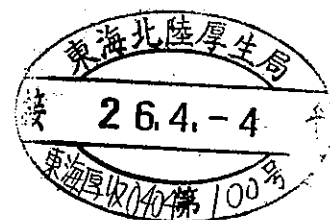
御中

厚生労働省保険局医療課

平成26年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、別添のとおり訂正をするので、その取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

- ・特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて  
(平成26年3月5日保医発0305第2号)



(別添)

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて  
(平成26年3月5日保医発0305第2号)

第2 届出に関する手続き

- 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。

調剤基本料（調剤報酬点数表における注1 ~~のただし書~~に該当する場合を除く。）

(調基) 第 号